

北海道告示第 11385 号

北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号）第 15 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定による漁業を次のとおり指定した。

令和 2 年 11 月 27 日

北海道知事 鈴木直道

第 1 号の漁業 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業（ししやもこぎ網漁業、えびこぎ網漁業及びかれい打瀬漁業に限る。）、小型さけ・ます流し網漁業及びかじき等流し網漁業

第 4 号の漁業 潜水器漁業を除く知事許可漁業